2026年9月15日発行（毎月15日発行）通巻第574号
1994年2月28日第3種郵便物認可　ISSN0919-7680

おおさかの住民と自治

2026. 9
特集第127号
（通巻第574号）

［ 特　集 ］第68回自治体学校を終えて

中間まとめと分科会レポート

［ 第２特集 ］副首都法と大阪市廃止・都構想とのたたかい

副首都・大阪市廃止の「住民投票」にひた走る維新の策動と矛盾　中山直和

副首都法の概要と問題点、そして今後どう対応すべきか　中山　徹

「当初の副首都法案」の付則の「異常さ」と、それを本気で実現しようとした維新の「異常さ」　長野真一郎

（一社）大阪自治体問題研究所
http://www.oskjichi.or.jp/

発行 一般社団法人大阪自治体問題研究所　発行人 梶　哲教
〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館５Ｆ
TEL 06(6354)7220　FAX 06(6354)7228

CONTENTS

特集

第68回自治体学校を終えて

第68回自治体学校in大阪を終えて 猿橋　均 2

現地分科会A **これが夢洲カジノだ！** 荒田　功 5

現地分科会B **多文化共生の歴史とまちのあり方を考える** 八尾　高志 8

分科会2 **「医療保障は人権保障の砦」に参加して** 西脇　美子 11

分科会4 **「ガバクラ移行の課題に基づくDX・AI人材育成と展望」の運営に関わって** 林田　敏典 13

分科会6 **自治体民営化のゆくえ―「公共」の変質と再生** 中尾　光恵 15

分科会8 **交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を** 長谷川修一 17

分科会9 **「水道事業の広域化、現状と課題」の報告** 寺内　克憲 19

第二特集

副首都法と大阪市廃止・都構想とのたたかい

副首都・大阪市廃止の「住民投票」にひた走る維新の策動と矛盾 中山　直和 21

副首都法の概要と問題点、そして今後どう対応すべきか 中山　徹 25

「当初の副首都法案」の付則の「異常さ」と、それを本気で実現しようとした維新の「異常さ」 長野真一郎 31

大手前通信㊽ 災害時にも住民のいのちと暮らしを守りきる自治体を 小松　康則 35

キラリ★宮さんの地域と生きる事業所訪問㊻
始まりの始まりは2011年 3.11福島原発事故
自然エネルギーを増やすしかない 宮川　晃 37

話題の本 『都構想?カジノ?　維新はどう大阪を変えようとしているか』 栗本　裕見 39

大阪市弁天抽水所（26.8）

今年６月28日、大阪市南部で土砂降り。住之江抽水所のポンプ室が水没し運転不能になりました。６台のポンプの更新に300億円、６年の期間が必要だとされます。

大阪市の東部は多くが０ｍ地帯。大規模下水排水設備（大阪市内58か所もある）がなければ大水害は避けられません。大阪市の雨水処理計画は「10年に１度程度発生する雨量」を基準に整備され、それは「１時間当り66mm」の雨量に対応するということですが、今回降ったのは１時間当り82mmでした。

確かに「想定外の雨量」ですが、抽水所のポンプは地下30mくらいのところに設置されていて、それが水没するというのは別問題。維新市政は下水道管理を民間に移行させており、防災行政軽視の姿が露呈したといえます。

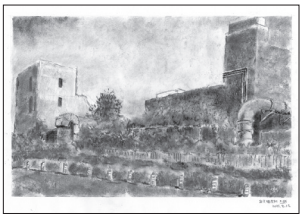

この絵は大阪城の東北、鴫野橋の側にある「弁天抽水所」です。横を通っても、何かわかりませんが、この建物の地下に９階建てに相当する巨大なポンプ室が埋まっています。これもいつ豪雨で水没するか、わかったものではありません。

（文・絵　内山進）

［ 特 集 ］

今号を編集している６月から７月。私たちにとって大きな事が二つありました。それは、第68回自治体学校を大阪で開催したこと。そして７月に閉幕した特別国会で、維新がめざす大阪都構想に道を開くために、「副首都法」が成立したことです。

そこで、今号の『おおさかの住民と自治』誌では、この二つの問題で特集を組む事としました。

第１特集は**「第68回自治体学校を終えて」**です。

第68回自治体学校は18年ぶりに大阪で、2026年７月11日－12日に開催され、全国から２日間で880人の参加をいただき、大きく成功させることができました。

この取り組みの成功は、開催地である大阪自治体問題研究所の会員・読者の皆さん、現地実行委員会に参加いただいた団体の皆さん、そして日頃地域で地域や自治体に関わる様々な運動で関わりを持っていただいた皆さんの物心両面にわたるご協力と参加のたまものです。ありがとうございました。

本特集では、この１年余り、大阪での自治体学校にどんな思いをもって取り組んできたのか、そして大阪でどんな取り組みを進めてきたのかについて議論と取り組みの経過をなぞるとともに、今後進められる自治体学校全国実行委員会の総括議論に向けて発信すること、そしてこの取り組みの中で得た大きな財産について確信とし、今後の取り組みに生かす議論を開始することとしたいと思います。

また、２日目の２つの現地分科会、11の課題別分科会と講座に関わって、全国誌である『住民と自治』誌10月号自治体学校特集（９月中旬発行）を補う形で、現地大阪から運営に関わった方にご報告をお願いしました。

第２特集のテーマは、**「副首都法と大阪市廃止・都構想とのたたかい」**です。

まず大阪市をよくする会の中山直和事務局長から、今春以降の経過とともに、「大阪市の廃止」を隠したまま、維新会派のみで進む法定協議会の実態が報告されます。

続いて、自治体問題研究所理事長の中山徹さんからは、副首都法の概要と、強行の狙いに触れたうえで、改めて都構想の住民投票をやめさせること、少なくとも統一地方選挙と同日実施を許さない共同を拡げる重要性について述べています。

また、弁護士の長野真一郎さんからは、「住民投票の対象を府民に拡げる」ことを、副首都法案の付則に潜り込ませるという特異な案の問題と、これを画策した維新という政治勢力の持つ異常性について厳しく批判しています。

第68回自治体学校in大阪を終えて

私たちに大きな財産を残す

猿橋　均
現地実行委員会事務局長
大阪自治体問題研究所事務局長

■取り組みの経過

２０２５年2月、自治体学校実行委員会事務局より、２０２６年7月開催の第68回自治体学校について、開催地を大阪にお願いしたいとの要請があり、3月の大阪自治体問題研究所２０２５年度第６回理事会において、その要請を受けることを確認しました。

また、２０２５年6月の第54回定期総会で、25年度事業計画の大きな柱として、18年ぶりに大阪で開催される自治体学校について、①自治体学校そのものを大きく成功させる、②大阪での運動を全国に発信する、③自治研運動の高揚と大阪研の組織と運動を強化する、ことを基本に、秋から現地実行委員会として取り組みを進める事としました。

■現地実行委員会の発足　3つの重点と取り組み全体の節目

25年10月、大阪自治労連のご協力を得て、4人の事務局体制を整備するとともに、大阪自治体問題研究所の会員団体や日常的に共同の運動を進める団体に対し、①現地実行委員会への参加、②自治体学校in大阪の構成員への周知と参加者組織、③事務局の体制維持や現地実行委員会としての取り組みを進める保障となる協賛金へのご協力、について、訪問をして要請を開始しました。

(1)　現地実行委員会としての取り組みの3つの重点

また、10月30日には第1回現地実行委員会（準備会）を開催し、実行委員会の体制を確認し、議論を開始する中で、以下の「取り組みの3つの重点」を確認してきました。

①　大阪で18年ぶりの自治体学校の成功を現地実行委員会として支え、多くの参加者を組織し、住民自治・地方自治の力をいかす運動を地域・職場から広げていく契機とする。

②　27年統一地方選を視野に、自公政治とそれを加速してきた大阪での維新政治による新自由主義の経済・政治の実態と問題点を、開催地大阪から全国に発信するとともに大阪での学びを広げる。

③　地域・職場で、住民の暮らしや基本的人権を守る自治体や公務公共の仕事の役割を確認するとともに、自治研運動の強化とそれを進める大阪自治体問題研究所を大きくする。

(2)　取り組みを進める上での「三つの節目」の設定

さらに、26年7月までの9か月間について、以下の3つの節目を設定し、ホップ・ステップ・ジャンプで取り組みを進めました。

①　ホップ　10月～12月

現地実行委員会（準備会）を定例化し、全国の実行委員会での議論を共有するとともに、大阪での取り組みの議論を本格化しました。

また、12月21日に「現地実行委員会」

を正式発足し、同日午後に「第28回おおさかの自治体学校」を開催、維新政治のもとで大阪が直面するまちづくりの課題に関わって、記念講演と6つの課題や運動報告で確認しました。

② ステップ　1月～4月

全国実行委員会での議論を踏まえ、全体集会や分科会・講座、現地分科会の企画作りと確定、それを担う大阪現地での運営体制作りをすすめました。

また、26年4月11日に「学ぼう、語ろう、大阪の現在と未来―自治体学校プレ企画―」を開催し、総選挙後の地方自治をめぐる問題点を学ぶとともに、この間の研究成果の中間的な報告や、参加者によるワークショップで「大阪の現在と未来」について、語り合いました。

③ ジャンプ　5月～7月

5月1日連休明けの参加申し込み開始にあわせ、現地実行委員会として、大阪での取り組みの広報や参加者確保に向けた取り組みについて、10月以来2回目となる団体要請を行いました。

また、全国実行委員会での議論をふまえ、大阪での本番に向けた体制整備と準備を進めるとともに、全体集会や分科会の内容作りや、各分科会への持ち込みレポートの組織を進めました。

なお、現地実行委員会は25年10月30日の第1回以降、まとめを行った26年7月28日第9回まで、おおむね月1回開催、最終で23の団体に開催案内・報告をすることができました。

また現地実行委員会ニュースも7号発行しました。

■2日間、全体で880人！　この数年を上回る参加で大きく成功

(1) この数年を上回る全体参加

第68回自治体学校in大阪は、「憲法が危ない　地方自治こそ未来の希望」をメインテーマに、2日間で全体880人が参加しました。参加は、この数年を大きく上回っています。

全体集会での自治体問題研究所理事長の中山徹さんの基調講演、ピースボート共同代表の畠山澄子さんの記念講演はもちろん、その後のリレートークでの「忠岡町への巨大産廃焼却施設誘致を考える会」の報告は、改めて住民運動の力について、大きな感動を呼びました。

一日目の会場となった中之島中央公会堂についても、全国からの参加者から「歴史的な建物での全体集会、雰囲気に感動した」との声も寄せられました。

(2) 全体参加の増加に貢献した、大阪の取り組み

全体880人のうち、大阪からの参加は当日飛び入りも含めて330人に及び、全体参加者数の増加に大きく貢献するものとなりました。

また、二つの現地分科会の準備と運営を全面的に担うとともに、3会場に分かれて10分科会と一つの講座が行われましたが、分科会では、実行委員とともに企画・運営を担う運営委員を複数配置、さらに各分科会では、大阪での実践や運動のレポートが数多く報告されました。

また参加者を増やす取り組みでも、最終盤に参加リーフを構成員まで広げていただいた団体や、構成員の参加費用について補助を頂く団体もあり、こうした力が大阪での参加者数につながりました。

なかでも、大阪自治労連は、自治研運動の継承や組織の強化とも結んで、自治体学校の成功を位置づけ、現地事務局の配置、数多くの全体集会や分科会の要員・運営委員を担っていただき、参加数も126人と、自治体学校の成功に大きく貢献をいただきました。

(3) その他、成功を支える取り組み

① 成功を支えた現地事務局は、全国実行委員会事務局とも連携を含め、26年7月まで29回の会議を行い、準備・実行の要の役割を果たしました。

協賛金にご協力いただいた団体名

○生協労連　大阪地方本部
○全大阪消費者団体連絡会
○大阪府歯科医師保険医協会
○株式会社かんきょうムーブ
○大阪いずみ市民生活協同組合
○生活協同組合おおさかパルコープ
○全大阪労働組合総連合
○日本共産党田尻町議団
○農民組合大阪府連合会
○きょうされん大阪支部
○全大阪生活と健康を守る会連合会
○大阪平和委員会
○大阪よどがわ市民生活協同組合
○全日本年金者組合大阪府本部

本当にありがとうございました！

② 現地実行委員会の取り組みを支える財政的基盤づくりとして、団体向けには25年10月、大阪研個人会員向けには25年12月、協賛金へのご協力をお願いしました。

結果として7月末現在、13団体、個人39人の方から、たいへん大きなご協力をいただきました。

すでに開催済の4月の「プレ企画」費用、全国実行委員会との精算、事務局人件費の支出等、現地実行委員会の目的に沿って活用させていただきます。

③ 大阪での維新をはじめとする新自由主義の政治の実態と課題に関わって、全国に発信し、今後大阪でも活用を進める学習資料として、ブックレット『都構想？カジノ？　維新は大阪をどう変えようとしているか』を、7月10日、「おおさか自治体まるわかり研究会」として発行しました。ぜひ、地域・職場でご活用ください。

（内容については、本号「話題の本」コーナーで、詳しく紹介を頂いています）

■今後に向けて―自治体学校in大阪の成功を力に

(1) いよいよ、副首都―大阪都構想住民投票に向けた動きが本格化

本号「第2特集　副首都法と大阪市廃止の都構想とのたたかい」の活用を

7月25日に閉会した特別国会で、副首都法が成立。そしてこれと無理やり結び付けて、大阪都構想の3度目の住民投票に向けた法定協議会が、維新会派単独で進行しています。

この状況と問題点について、本号の「第2特集」で、3人の方にお書きいただきました。ぜひ、学習資料にご活用ください。

(2) おおさか自治体まるわかり研究会が本格化、ぜひ議論にご参加を

「おおさか自治体まるわかり研究会」は大阪自治労連と大阪自治体問題研究所が共同で進めている研究会です。この研究会では、この間の大阪と維新政治の問題点について、ブックレットを発行してきました。

そして今、府内の自治体が、住民生活を支える施策をどう進めているのか、職場の実態はどうかについて、具体的な分野で実態把握の作業に入っています。

9月に中間まとめを発表し、住民・団体の皆さんとも議論をすすめていく予定です。

(3) 地域から自治研活動の強化を

この自治体学校の分科会で、全国はもちろん、大阪でも様々な課題で運動が行われていることが、改めて明らかになっています。こうした運動を具体的な施策につなげる取り組みが重要です。

中山徹理事長の基調講演でも述べられましたが、当面国政選挙は考えにくいもとで、焦点になるのは、来春の統一地方選挙です。

府内でも多くの自治体の首長・議会選挙が予定されています。住民の暮しと権利をどう守り発展させるのか、そのためにどのような自治体が求められ、どんな施策が求められるのか、まさに自治研活動を大きく発展させるチャンスです。

大阪自治体問題研究所を大きくしていただく取り組みともつないで、ご一緒に進めましょう。

現地分科会
A

これが夢洲カジノだ！

「みんな場所わかるかなぁ…」一抹の不安を感じましたが、大阪南港咲洲のＡＴＣ会議室には全国から40名の方々が来られました。大阪人でもちょっとややこしい場所。ようこそいらっしゃいました！

■「路上のラジオ」ライブin自治体学校

分科会の前半は、藤永のぶ代さん（大阪市民ネットワーク代表）、桜田照雄さん（阪南大学名誉教授、経済学博士）、西谷文和さん（フリージャーナリスト、「路上のラジオ」を配信中）の三人によるトークライブです。

「全国の人は、大阪のカジノ計画をどう見ているのだろう?」「みんなに夢洲を見てもらい空気を感じてもらおう」、そんな思いで企画しました。

コーディネーターの西谷文和さんは、吹田市職員を退職し、フリージャーナリストとしてイラクやアフガニスタン、ウクライナなど、世界の紛争地を訪れて、戦争の本当の姿を伝える活動を行っています。

午前中のトークライブ

トークライブの最初は大阪市民ネットワークの藤永のぶ代さん。夢洲カジノのアウトライン、超軟弱地盤の夢洲、万博工事の遅れや工費の増大、万博開会中も進められたカジノＩＲの建設工事。さらに大阪市がカジノ事業者と結んだカジノ用地の賃貸借契約の不正疑惑、カジノ計画をストップさせる住民訴訟など、一気にお話されました。

次に阪南大学名誉教授の桜田照雄さんから、カジノの問題点について、より深く理解するための話。世界ではオンラインカジノが主流になろうとしている中で、日本で夢洲カジノが進められているが、その狙いは、まずリアルカジノを解禁し、それに続いてオンラインカジノを展開する、そのことが狙いであること。

従って、日本の国会で「カジノ解禁」を強行したように、オンラインカジノの合法化まで突き進む危険性があること。ニュースでは知ることが出来ない、世界のカジノ業界の動きが話されました。

現在は大阪夢洲カジノがすすめられていますが、国はあと2カ所認可しようとしています。カジノＩＲ誘致に触手を伸ばそうとする業界。それを後押しする自治体。ギャンブル大国の日本が、カジノ事業者の餌食になって、さらに退廃しギャンブル被害が拡大される。

カジノは決して他人事ではないこと、国民が知らない間にカジノ推進の政治家たちと、利権に群がる事業者によって、

現地分科会

B

多文化共生の歴史とまちのあり方を考える

現地分科会Bでは「多文化共生の歴史とまちのあり方を考える」と題して行い参加者は延べ30人で、市会議員、労働組合役員、研究者など様々な分野から参加されました。

外国人政策が厳格化する中、大阪市生野区は多様な60ヶ国を超える外国籍住民が2割を超えるまちへと進化しています。１００年に及ぶ朝鮮半島出身者との差別、共生の歴史を経て、現在は年間２００万人が訪れる賑わいを見せているまちへと変化しており、新たなまちづくりを進める関係者とのフィールドワークにより学び、交流しました。

御幸森天神宮で柏原先生の案内を聞く参加者

参加者は朝9時半に集合し、オリエンテーションを行ったあと、フィールドワークを行う現地まで、助言者の柏原誠さんの案内で鶴橋商店街、コリアタウンの街並みを感じながら現地に到着しました。

■統廃合に廃校となった跡地事業にて活動しているＮＰＯ団体

統廃合により２０２１年に廃校となった御幸森小学校の跡地にて活動されている「特定非営利活動法人ＩＫＵＮＯ・多文化ふらっと」にご協力いただき、午前中は「大阪コリアタウン・大阪コリアタウン歴史資料館・いくのコーライブズパーク（略称：いくのパーク）」を案内していただきました。

大阪コリアタウンは現在、多くの観光客で賑わいをみせている商店街で、食べ歩きなどをする若者や家族連れなど大阪府内からもたくさん訪れています。

大阪コリア歴史資料館

参加者30人を15人ずつ2チームに分け現地案内人のもと、フィールドワークを行いました。コリアタウンを少し北に行ったところに「大阪コリアタウン歴史資料館」があります。歴史資料館は現在日曜日は休館日ですが、団体での利用ということで、特別に開館してもらいました。

コリアタウンの土台となった「猪飼野」の歴史を学べるとともに、「キムチ」のことも学べる施設となっており、現在の多文化共生につながる過去の歴史を学べる資料館となっています。

ちなみに日曜日が休館日になったのは２０２６年の4月からだそうですが、なぜ休館日になったのかを聞くと、資料館自体小規模な資料館（20人くらいで満

分科会 2

「医療保障は人権保障の砦」に参加して

■分科会の助言者・長友先生の問題提起

分科会冒頭で、助言者の長友薫輝（佛教大学社会福祉学部教授）先生は、高市政権の「全世代型社会保障改革方針」は、①医療費総額管理等の提示、②医療・介護提供体制の縮小、③高額医療費の見直し、④労働力確保及び社会保障の給付抑制など、「現役世代の負担軽減」や「持続可能性」の名のもとで行われる、給付抑制と医療供給の縮小策だと指摘されました。

とりわけ2026年5月に成立した「医療保険制度改正法」は、「一部保険外療養の創設」でOTC類似薬の自己負担増にとどまらず、将来的に厚労省令（厚労大臣の定め）のみで診察や処置、在宅医療にまで保険外負担が拡大する危険性が懸念されること、また、2027年度からの新地域医療構想に伴う病床削減などで、公的医療保険の給付抑制が図られようとしていることが報告されました。

日本の医療保障は「公的医療保険による皆保険体制」と「医療提供体制」で成り立っており、保険料を払っていても利用困難や医療へのアクセスが困難といった構造は、国民皆保険達成以来、医療機関の整備が促進され保障を拡充してきた大きな流れに反するものだと述べました。

■三人の方からの報告では―地域医療を支える自治体病院の現状と課題

大阪・泉佐野市にある、りんくう総合医療センター労働組合からは、自治体病院は救急や周産期など、採算性だけでは維持できない医療を担う重要な役割を果たしていること。しかし現場では、高度化する医療への対応や自己研鑽扱いの研修、サービス残業の常態化により、深刻な人員不足と負担増が進行。

また、推進される医療DXも、入力作業や二重管理の増加によって現場の負担軽減に十分にはつながっておらず、持続可能な医療供給体制の構築には、人員確保と処遇改善を単なる「コスト」ではなく「地域を支えるための投資」と捉え、公共性の視点を重視した経営と現場の声に応じた改善を進める必要があると報告されました。

■第8次大阪府医療計画を地域住民の視点で

大阪府保険医協会事務局の方からは、大阪府の第8次医療計画について、コロナ禍での病床・人材不足の教訓・反省が十分活かされておらず、高齢化が進む中、急性期病床の削減に伴う救急医療の後退や、退院後の在宅ケアにかかる家族負担の増大が強く懸念され地域の実情に合った議論が必要と指摘されました。

また、国が示す「必要医師数」などの基準は地域の実態に即しておらず、大阪府独自の試算においても、医師や看護師のさらなる確保が不可欠な状況とした上で、大学病院や公立病院をはじめとする医療機関では、低い診療報酬による経営難も深刻化しており、有事に対応できる体制を維持するためにも、平時から公的資金による手厚い支援が欠かせないと述べました。

今年から導入された「新たな地域医療構想」や医師偏在対策も、現場の実状を無視した再編・集約化や開業規制につな

分科会 4

「ガバクラ移行の課題に基づくDX・AI人材育成と展望」の運営に関わって

■講義とグループワークを組み合わせ

当日は、自治体職員11人と、地方議会議員20人のあわせて31人が参加しました。グループワークを通じて議論ができるように、職員・議員ごとに、8グループに分かれて、まず、講師からの講義を受け、グループディスカッションをするという形態ですすめました。

■2つのテーマ

午前は、全国の自治体で移行が進められている、「自治体情報システムの標準化と、それに伴うガバメントクラウド移行と今後の課題」について、お話ししてもらいました。その後、「標準化という事業にどう取り組むべきだったか、今後どう備えるべきか」をテーマに、グループ討議を行いました。

午後は、「DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていくにはどうするか～DX推進マインド、組織としてのデジタル活用」について講義を受けました。スライド上に映し出される、クラウドやAIなどの最新技術に関するデモ映像を見たうえで、最後に、1つの業務を例に、可視化・改善点の洗い出し・どう変えるかを、チームごとに議論・整理・発表しました。

■自治体現場とデジタル技術に精通

講師は、nice2have合同会社代表の中島淳之介さんでした。長年にわたり国や自治体など公共分野の技術支援に携わり、現在は、自治体DXやガバメントクラウド移行、デジタル人材育成など、幅広く自治体を支援されている方です。自治体の現場とデジタル技術の双方に精通する立場から、お話ししてもらったことが貴重でした。

■何のための標準化なのか

標準化やガバメントクラウドへの移行については、コロナ禍での給付金を、スムーズに支給できなかったという反省から、自治体の人的・財政的負担を軽減し、住民サービスの向上につなげることを目的に進められてきました。しかし、実際の自治体現場では、コストの増大や職員負担の増加、システムの複雑化、安定稼働への懸念など、さまざまな課題が明らかになっているという状況認識にたって、ガバメントクラウドの課題を中心に講義を受けました。

その後のグループワークでは、「クラウド化することによって、災害時に使用できないときに影響が広範囲にならないか」「標準化・期限ありきですすめるのではなく、先に目的をはっきりさせるべきだった」「専門職員の育成と異動との関係をどうするのか」「国の補助が打ち切られることが不安。国の補助なくコストを抑制するのは困難」「ベンダーの示す費用の正当性が判断できない」といった意見が出されました。

とりわけ、「標準化自体が目的になっている」や「自治体独自の施策の上乗せや横出しが標準化によって難しくなっている」「庁内での調整がバラバラ」といった意見が自治体職員グループから出されたことが、現場を知る者ならではだと再確認できました。

参加者からは、「自治体の困っていると思われるところを図式で説明され、参

分科会 6

自治体民営化のゆくえ ――「公共」の変質と再生

この分科会は、自治体民営化の最新の情報を共有し、労働組合運動や地域の住民運動の経験、工夫を交流しました。参加者は73名、民間委託に関する関心の高さと自治体民営化が全国で進んでいる状況が発言、報告で行われ、活発かつ充実した分科会でした。

分科会前半は、助言者の尾林芳匡弁護士から、1999年に制定されたPFI法以降、法制度の推移や地域の具体的な事例を紹介しながら、最新の民営化の情報などの講演がありました。

その中で、2011年以降、国がPFIについて繰り返し規制緩和をおこない、民間事業者に便宜をはかる政策をとりつづけていること。

例えば「コンセッション」方式という公共施設の所有権を自治体に残したまま、運営権を民間事業者に移す方策が推奨されたり、「PPP／PFIの抜本的改革に向けたアクションプラン」では、自治体がPFIの法改正に向かうなら国が資金援助する、自治体になぜPFIを使わないのか理由を述べさせる。

さらには、今日まで影響をあたえている2013年の法改正では、地方自治体の持っている土地を民間企業のお金儲けのために差し出すなら国が財政的支援をするという財政面でPFIに誘導するために政策をつくり、公金のバラマキが行われているというお話に、「国はそこまでするのか」と驚きました。

付帯事業（合築型、併設型）の公立図書館や、区役所と商業マンション併設化、地域の人たちの憩いの場であった公園の木を伐って壊し、アリーナと商業施設の開発に補助をする事例が述べられました。

タワーマンションに市の施設が併設され、45億円の補助が出ていたり、広い公園が突然大手カフェやコンビニに占領されている状況が、このPFI法によるものなのだとはじめてわかり、大阪でも起こっていることも含め、PFIが身近に迫ってきました。

尾林先生が指摘された「PFI／PPP」や「コンセッション方式」など、横文字を使って私たちの思考を停止させるもの。例えば「コンセッション方式」は実際は、「利権」「お金儲けの特権」という言葉だったものを、日本の法律に取り込むにあたってわざと意味を分かりにくくするために「運営権」という言葉をあてています。

日本で「お金儲けの特権・利権方式」って言えば、さすがになんで企業に利益を与えないといけないのかって思うけど、「運営方式」という言葉で「よくわからんけど補助金が付くらしいよ」と、言葉をオブラートにつつみ、市民を欺いて進めてきたことにまんまと騙されてきたからであり、自治体学校のような学ぶ機会の大切さを痛感させられました。

分科会後半は、①学校給食のPFIによる大型センター化について（大阪府堺市）、②学童保育の民間委託―委託料の使途について―（大阪府吹田市）、③市民課業務委託の再公営化―三重県伊賀市の窓口業務の公共の再生、の3本の要請レポートの報告をはじめ、各地域から様々な実践が報告されました。

三重県伊賀市では、2024年11月に

分科会 8

交通権が保障された地域交通で誰もが安心できる地域を

分科会には、北海道から九州まで全国各地から70名の参加がありました。少子高齢化、人口減少が進む中、バス事業者の撤退や路線の減少が相次ぎ、住民の足、暮らしをどう守っていけばいいのか、共通した悩みや関心が強く、活発で充実した議論が展開され、大変勉強になりました。

助言者の可児紀夫先生（愛知大学地域政策学センター研究員）は、「交通は人と人との交流を本質として、人間社会を根底で支える基本的な人権である」と強調されました。

公共交通計画づくりには、地域の要望、住民参加が必要であること。全国各地の住民の命と暮らしを守る地域交通の事例紹介も交えながら、地域住民や地元企業など幅広い協同により、交通権が保障される地域交通を目指そうと提案されました。

午前中は助言者の報告を受け、3本のレポート報告（大阪交野市での公共交通を守り発展させる取り組み。大阪南河内の金剛バスの廃業から4市町村共同コミバスへの取り組み。和歌山県橋本市の福祉有償運送事業の実践報告と課題）がありました。

■自信と元気が出てきました！「交通は人権」……目からウロコが落ちる思いでした！

バス事業者の撤退、路線や便数の減少で通勤・通学、通院・買物など日常生活への影響が大きく、各地でコミバスやオンデマンドバスの運行などが検討、工夫されていますが、財源の確保、運転手の確保、運賃、運行方法など課題も大きいものがあります。

また、自治体などの交通協議会では住民や地域の要望についての議論が十分にされているとはいえず、住民の命と暮らしを守る緊急の課題であるが、なかなか展望が見いだせない現状があります。

午前中の報告を受けて、午後は休憩も取らず、各地の取り組みの経験や課題が報告され、質問や意見が相次ぎ、充実した討論となりました。

町の中には大きな病院やスーパーもなく、そうした施設のある他の自治体への足の確保の要望も強い。広域での交通システムの確立と地域経済をどう考えたらいいのか。といった質問もありました。

また、交通空白地域で自治会と共に自治体と協議を重ねバス路線を確保したが、更なる継続と安定へ住民に関心を持ち続けてもらうために、路線バス通信を発行したり、定期券や回数券の購入を推進したり努力されている経験なども報告されました。

可児先生からは、質問や意見があればその都度、豊かな経験から適切な助言をいただき、わかりやすく学ぶことができました。

参加者からは、「交通は人権、目からウロコが落ちる思いでした」という感想も寄せられ、公共交通は生活に不可欠、移動は権利、街づくりの土台であることも強く考えさせられました。

他にも「公共交通について、まとまった話を聞くのは初めてで大変感銘を受けました」「交通問題は、地方自治、憲法の

分科会9

「水道事業の広域化、現状と課題」の報告

分科会9は、太田正作新学院大学名誉教授を助言者に迎え、オンライン併用で開催されました。参加者はリアル40名、オンライン13名の計53名でした。

太田氏より以下の通り問題提起がありました。

現在の水道事業は、今後急速に進行する水道管老朽化、人口減に伴う経営環境悪化・技術職員不足による災害時の対応困難などに直面している。

一方「広域化」概念も変遷している。大きな転換点は2018年の水道法改正で、従来の「広域的水道整備計画」の条項が削除され、「水道基盤強化計画」へ移行。ダム起点の大規模整備から、既存施設を持続させる健全経営の確保へ舵を切った。同時に市町村申請主義から都道府県主導のトップダウン方式へ。都道府県が自ら計画を策定でき議会の議決も不要になった。明治23年の水道条例以来の市町村公営原則が実質的に転換されたと言える。

近年は経費の削減率を追求するより民間の参入促進を優先している。2027年度以降、汚水管改築などで社会資本整備総合交付金を受けるにはウォーターPPP（コンセッションに準ずる管理運営方式）の導入が要件化される見込みとなっている。現在宮城県が唯一、水道・下水・工業用水を束ねてコンセッションを導入している。実態はヴェオリア（仏）・メタウォーター陣営が中心。SPC（特別目的会社）を介するため、自治体が事業会社を直接監督できない構造的問題がある。

PFIの発祥地イギリスは会計検査院の批判を受け事実上廃止したが、日本は逆行している。その背景は、地方分権改革から2024年地方自治法改正による国の指揮命令権強化へと「先祖返り」しつつあることがあげられる。全国1304事業者を234圏域の「水道圏」に集約し、都道府県単位の広域化を推進。一方で「集約と分散のベストミックス」「多重化（リダンダンシー）」の必要性も、八潮市で起きた下水管の腐食による道路陥没の事故等を経て国も認めざるを得なくなっている。

最後に、経済学者・宇沢弘文の「社会的共通資本」論を引用し、水道は市民が豊かで文化的な生活を営むための社会的装置であり、その管理は単なる委託を超えたフィデュシアリー（信託）的性格を持つもの。憲法25条（健康で文化的な最低限度の生活保障）に根ざす市民の権利の付託を受けて運営されるべきもの。水道事業をビジネスの場とせず、住民自治に基づく社会的共通資本として、公的責任のもとで持続可能性をどう維持するかが問われている、と締めくくりました。

午後からは、現場から3本のレポート報告がありました。

■奈良市の水道広域化不参加の経過について

奈良市は令和2年に「覚書」を締結し統合に向けた協議に参加しましたが、交

特集

副首都・大阪市廃止の「住民投票」にひた走る維新の策動と矛盾

中山直和
大阪市をよくする会事務局長

■はじめに

物価高騰で暮らしや営業が大変なのに、大阪市の廃止のための法定協議会を維新だけで開催し、空疎な議論を続けています。市民の暮らしを顧みない姿に「他にすることがあるやろ！」との怒りの声が沸き上がっています。

本稿では、２０２０年11月の住民投票直後に「政治家として二度と都構想に挑戦しない」と発言した吉村知事や本年１月15日に「今の任期中に協定書を議論する立場にない」とダブル選挙反対の決議をあげた維新大阪市議団による、三度目の大阪市廃止の住民投票をめざす暴走、そして市民との矛盾についてレポートします。

■知事と維新大阪市議団の対立と「法定協議会」が開始されるまでの経過

吉村知事の「二度と都構想に挑戦しない」との発言を「上書き」するための知事・大阪市長選挙が２月８日に、総選挙と同日で行われました。有力な対立候補が居ないなか得票を伸ばしたものの、抗議の意志を込めた白票・無効票が過去最高となり、マスコミから「我田引水が目に余る」「選挙を都合良く利用し、その結果を都合良く解釈する姿勢は、民主主義の基盤を傷つけかねない」（朝日新聞社説・２月11日）と厳しく批判されました。

ところが吉村知事はわれ関せずで、２月からはじまった府議会・大阪市会で法定協議会の設置条例の成立をめざし、３月９日に、府議会に「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会（法定協議会）」の設置議案を提出します。

一方、横山大阪市長は前日の８日に維新市議団の合意がないため市議会への法定協議会設置議案の提出を見送ると表明します。維新府議団も会期末の24日、市議会と歩調を合わせるためとして継続審議とし、条例案は５月議会に持ち越しとなりました。

維新市議団は、「大阪都構想には賛成」としつつ、３年前の選挙で公約に掲げていないことを理由に法定協議会設置に同意しませんでしたが、５月議会を前にタウンミーティング（以下ＴＭと略）を24区で開催して市民の意見を聞き、対応を決めると表明、大阪市民を対象に４月５日から順次開催します。

そして、ＴＭ参加者のアンケートとＷｅｂアンケートの結果から法定協議会設置に肯定的な回答の合計が「反対」を上回ったとして、法定協議会の設置に賛成すると表明しますが、これは我田引水の結論でした。

さらに、吉村知事と駆け引きを行い、市議団が吉村知事に「来春の知事選挙に立候補」を求め、国政への転身を表明していた吉村知事は「住民投票と選挙の同日実施なら出る」と応じます。

５月27日の大阪市会で、多くの傍聴者

特集

副首都法の概要と問題点、そして今後どう対応すべきか

勝利の方程式はすでに解けている、後は実践あるのみ

中山　徹
自治体問題研究所理事長
奈良女子大学名誉教授

第221回国会で「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」（以下「副首都法案」という）が自民党、維新の会から議員立法として提出され、7月24日に成立しました。本稿では、副首都法の問題点がどこにあるのか、副首都法案の成立を受け今後どのように対応すべきかを考えます。[1]

Ⅰ　副首都法の概要

■目的

副首都法の目的は二つです。一つ目は、大規模災害によって東京圏で首都中枢機能を維持することが困難になった際、他地域でその機能を代替できるようにすることです。法の名称にある国家社会機能とは、政治、行政、司法、経済等で、国家、社会の重要な機能のことで、首都中枢機能とは、東京圏にある国家社会機能のうち中枢的なものです。

二つ目は、多極分散型経済圏の形成を進めることです。多極分散型経済圏の形成とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域（東京圏）に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置された国土を形成することです。

■地域指定

副首都法で指定する地域は2種類です。一つ目は「首都中枢機能代替地域」で、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難になった場合、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する地域です。

二つ目は「副首都」で、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難になった場合、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部または大部分を代替するとともに、多極分散型経済圏の形成の中核を担う道府県です。

■要件

首都機能代替地域の要件は、東京圏と同時被災の可能性が低い地域です。想定している大規模災害は、首都直下地震と富士山の噴火で、具体的には政令で定めます。

副首都の要件は、首都機能代替地域の要件に加え、以下の三つを全て満たす地域です。一つ目は国の行政機関が立地していること、二つ目は人口、経済が集積していること、三つ目は副首都が担う機能を発揮するために必要な地方行政体制が整えられていること。各々の具体的な内容は政令で定めますが、三つ目は、都道府県と政令市の間で連携協約等が結ばれていること、特別区が設置されていること、制度化された場合は特別市が設置されていることを想定しています。

■国の責務

政府は副首都の整備等を進めるための基本方針を作成し、またそれにあたって必要な法制上、財政上、税制上の措置を講じます。副首都については、副首都ごとに「副首都整備方針」を定め、そこには副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた日本の経済の成長に関する事項、副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項、副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項等を盛り込みます。

Ⅱ　なぜ維新は副首都法にこだわったのか

■大阪都構想を実現するための方法

２０１５年5月に大阪都構想（以下「都構想」という）の住民投票が行われ、都構想が否決されました。

それを受け、維新はその年の12月に副首都推進本部を設置しています。副首都推進本部の役割・機能については「東西二極の一極として〝首都・東京〟とともに我が国の成長をけん引し、非常時には首都機能のバックアップを図る〝副首都・大阪〟の確立に向けて」「「副首都」の必要性や意義、「副首都」にふさわしい都市機能や行政機能のあり方などについて」検討するとしています。[2] ここで示した考え方が、今回の副首都法の内容に引き継がれています。

そして維新は都構想は二重行政をなくすと同時に大阪が副首都になるための条件だと訴え、2回目の住民投票を２０２０年11月に実施しました。ところが住民投票で都構想が再び否決されたため、翌年3月に条例によって大阪府と大阪市の広域機能の一元化を進め、4月にはその条例に基づいて副首都推進本部（大阪府市）を設置しました。

ここでの議論を踏まえ、維新は「副首都機能の整備の推進に関する法律案」を２１１通常国会（２０２３年）に提出しました。維新が副首都法案の内容を示したのはこれが最初ですが、国会で審議されませんでした。

この事態が大きく動いたのは２０２４年の衆議院議員選挙と翌年の参議院議員選挙です。自民、公明が大敗し、与党過半数割れが起こりました。この段階で、どの野党を与党に巻き込むかという政局になりました。

維新は２０２５年9月に「副首都機能の整備に係る立法措置、骨子素案」を発表しました。目的は２０２３年に提出した法案と同じですが、要件を「大都市地域における特別区の設置に関する法律による特別区の設置が行われていること」としています。

つまり特別区の設置（都構想の実現）を副首都の要件としたわけです。維新は副首都法案を成立させるのであれば、与党に加わるという態度に出ました。そして自維連立政権合意書が２０２５年10月に交わされ、自維連立政権が誕生しました。合意書には副首都法案を２０２６年の通常国会で成立させると明記されました。

自維連立政権合意書に基づいて両党による協議体を設置し、議論を始めましたが、最大の問題は、特別区の設置を副首都の要件にするかどうかでした。特別区の設置を要件にしますと、大阪以外が副首都に名乗りを上げるのはほぼ不可能になります。

しかし、２０２６年2月の衆議院議員選挙で、自民党が圧勝し、維新のごり押しともいえる交渉が難しくなりました。その結果、２２１国会に提出された副首都法案では、特別区の設置は要件になっていますが、先に見たように連携協約で

も要件を満たせるようになっています。

維新は「改革政党」というイメージ戦略で大阪で得票数を伸ばしてきました。その要が都構想です。維新が誕生して15年たち、「改革政党」の看板が色あせてきました。維新はもう一度、大阪で「改革政党」のイメージを復活させる必要があると考えているようです。

副首都法は紆余曲折を経ましたが、維新は何が何でも副首都法を成立させ、大阪が副首都になるためには都構想の実現が不可欠であると訴え、都構想を実現させようとしています。副首都法は維新がこの10年間、ひたすら追求してきた法律です。都構想を実現するための方法、これが副首都法の一つ目の意図です。[3]

■政府の財源、権限を活用して大阪の経済対策を進める方法

大阪維新の会のWebサイトに「大阪維新の会とは」という項目があり、その冒頭には以下の文章があります。「過去、大阪府市においては、「大阪府庁」「大阪市役所」、2つの巨大な役所による権限争いの下での二重行政・二重投資により、都市の成長は長期低落基調となり」ました。そこで「大阪維新の会は、役所組織の再編を行い広域的な事務と基礎自治事務を明確に棲み分ける「大阪都構想」という政策を掲げ、その実現を目指してきました」。

ここで重要なのは、維新以前の大阪府政・大阪市政が進めて来た大型公共事業や規制緩和に問題があったのではなく、二重行政、二重投資に問題があったとしている点です。そのため維新大阪府政・維新大阪市政は、府市が行う公共投資を集中させ、民間投資も集中するように規制緩和を進めました。それを実現するための仕組みが都構想です。

都構想は住民投票で二度にわたって否決され実現していませんが、開発、経済政策については、大阪府と大阪市の一体化を進め、大阪市中心部、大阪市臨海部を集中的に開発してきました。

すでに維新が大阪府政、大阪市政を担って15年たちます。維新の開発、経済政策によって大阪が「長期低落基調」から脱出し、経済活性化を成し遂げたかというと、全くそのようにはならず、大阪経済はこの15年間、低迷したままです。[4]

このような状態が続きますと維新の大阪での支持率が低下しかねません。しかし財政的な状況から見ると、大阪府、大阪市の力だけで今以上の開発をし続けることは困難です。

そこで維新は副首都に、東京圏への過度の集中を是正する多極分散型経済圏形成の主導的役割を果たすという役割りを与えようとしました。すでに大阪府、大阪市は政府に要望する項目をまとめています。[5]

そこには、関西国際空港・阪神港の機能強化、阪神高速道路や鉄道整備に対する財政支援、国際会議場や展示場・アリーナ整備・強化に対する財政支援、金融系外国企業に対する法人税の軽減、データセンターの集積を促すための税制優遇措置、データセンターに関する建築規制の緩和、そしてカジノに対するさらなる規制緩和等々。これでもかというような内容が並んでいます。

維新が大阪で進めてきた開発、経済対策に政府の予算、権限を大いに活用し、さらに大規模な開発を大阪で進めようとしているのが、副首都法の成立にこだわった維新の二つ目の意図です。

Ⅲ　副首都法の問題点

■首都直下地震対策との整合性がない

2013年に「首都直下地震対策特別措置法」が制定され、2014年に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「基本計画」という）が策定され、2

026年6月に基本計画が改定されました。

基本計画の目的は二つで、一つは首都直下地震によって首都中枢機能の継続性が失われないようにすること、もう一つは首都直下地震による人的・物的被害を軽減させることです。

前者の首都中枢機能の継続に必要なことは、首都中枢機関（首都中枢機能を担う機関）の業務継続体制の構築、首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラ機能の維持からなります。

この基本計画はマグニチュード7クラスの地震を想定していますが、その場合、霞ヶ関周辺では、最大で震度6強になります。中央省庁はすでに耐震化が終了しており、震度6強で利用不可能になることはほぼありません。

ただし、停電や地下鉄の運行停止が1週間程度と想定されています。そのため「政府業務継続計画」では、既存省庁で地震後、業務を継続するためにどのような対策をとるべきかが検討されています。

ただし総理大臣官邸が使用できなくなった場合は、緊急災害対策本部を周辺の合同庁舎、それも難しい場合は立川広域防災基地を代替拠点とし、そこに本部を設置するとしています。

2022年に「中央省庁業務継続ガイドライン第3版」が出されていますが、その基本は既存庁舎での業務継続です。ガイドラインの最後で代替庁舎の検討もされていますが、その内容は緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置された場合、本部と連絡を取りやすくするため各省庁も立川広域防災拠点周辺に代替庁舎を確保すべきとし、その際の体制整備等を検討しています。

「政府業務継続計画」の最後に、「今後の検討課題」という項目があり、そこでは「総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある」としています。

ただしその場合も代替拠点はさいたま新都心など東京圏内をまず想定し、それも難しく大阪や名古屋などが代替拠点になった場合についても、今後検討すべき課題としています。

維新が考えていた副首都法案は特別区の設置を要件としていましたが、それでは他の道府県が申請できない、大阪ありきの法案だと批判されました。その結果、先に見たように特別区の設置以外でも要件が満たせるようになり、実際、愛知県、福岡県、北海道等も副首都に意欲を示しています。[6]

政府も複数箇所の指定を考えています。また、副首都以外に首都機能代替地域も指定するため、首都機能の代替地域が合計数カ所程度になりそうです。

10年以上前から首都直下地震対策特別措置法に基づいて様々な対策がとられてきましたが、基本は既存庁舎で首都中枢機能を維持し、それが難しい場合は立川広域防災拠点もしくは首都圏内の他地域、それも難しい場合は首都圏以外の地域としていました。

そのような状況にもかかわらず、副首都法では代替地域を首都圏以外で数カ所指定するようですが、代替地域を数カ所も指定しなければならないのか、それほど多数を指定して各々の役割分担をどう考えるのか、過大な庁舎整備等に繋がらないか等の疑問があります。

副首都法は維新の思惑からスタートし、紆余曲折を経たため、従来から政府が進めてきた防災対策と全く整合性がとれない代物になっています。

富士山の噴火については、2025年に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」がまとめられていますが、具体

的な内容はほとんど書かれていません。代替地域を確保するよりも、首都圏での対策具体化が急がれます。

■多極分散型政策に関する総括がなく同じことの繰り返しに繋がる

「多極分散」という語句は以前から使われています。１９８７年には「第４次全国総合開発計画」が策定され、その目標は「多極分散型国土の構築」でした。多極分散型国土構造とは、東京一極集中を是正するために、地方中枢都市に高次都市機能を集中させ、また地方圏に大規模リゾート地域を整備し、それらを繋ぐ高速交通網を整備する内容でした。

その後も同じような政策が繰り返されました。１９９８年には「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定され、「多軸型国土構造の形成」を目標にしました。２００８年には「国土形成計画」が策定され、「多様な広域ブロックによる国土の形成」が謳われ、２０１５年の「第二次国土形成計画」では、「対流促進型国土の形成」を目標にしました。また２０１４年から地方創生がスタートし、同年から連携中枢都市圏も始まり、２０２４年にはスーパーシティも指定されています。

日本では40年ほど前から多極分散に関する計画、法律が制定され、様々な政策が実施されてきました。しかし、東京一極集中は全く解決されず、むしろ集中度合いは高まり続け、多くの地方では大型開発、規制緩和等を行ったものの衰退が止まっていません。なぜこのような事態になっているのか、その総括もなく、今回は副首都という名目で、同じような開発、規制緩和、各種の優遇措置を行おうとしています。

元々維新は、副首都は大阪一箇所のみを想定し、先に書いたように「東西二極の一極」を形成しようとしていました。ところが、大阪ありきと批判され、副首都を複数箇所指定するイメージに変更しました。そのような中で大阪以外の都市も副首都を目指し、今度は副首都という名目で、従来と同じような開発補助金ばらまき政策が繰り替えされようとしています。

Ⅳ　今後どう対応すべきか

■三度目の住民投票を断念させる取り組み

維新は２０２７年４月の統一地方選挙と同一日に都構想の三度目の住民投票を実施しようとしています。住民投票によって二度も否決された都構想の住民投票を再びするのは民主主義に対する重大な挑戦です。このような暴挙を許さない世論を高め、維新に三度目の住民投票を断念させることが重要です。

■同一選を断念させる取り組み

もし維新が三度目の住民投票に踏み切ろうとした場合はどうすべきでしょうか。副首都法は維新が進めてきた法律ですが、維新の思惑通りには進みませんでした。先に見たように、当初は特別区の設置を副首都の要件にしようとしていましたが、そうはなりませんでした。次に維新が狙ったのは、住民投票の対象を大阪府民に変えることでしたが、これも実現しませんでした。

いま維新が狙っているのは、都構想の住民投票を統一地方選挙と同じ日に行うことです。過去二回の住民投票では、市民が創意工夫をこらして様々な運動に取り組み、二度の否決を勝ち取りました。そこで維新は、統一地方選挙と同じ日に住民投票を行うことで、公職選挙法を適用し、市民の自由な取り組みを押さえつけようとしています。

これについては国会でも大きな問題となり、副首都法に以下の附帯決議がつき

ました。「大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する」。

ところが法案が成立したその日に、維新の吉村代表は、都構想の住民投票と統一地方選挙について「同一選を目指していくべきだ」と発言しています。[7]

これは国会審議をないがしろにした発言であり、政党の代表として失格です。住民投票をさせない運動が重要ですが、もし維新が三度目の住民投票を踏み切ろうとした場合は、この附帯決議を遵守させる運動が重要になります。そうしなければ過去二回のように自由で自発的な市民運動が大きく制約されます。

■同一選になった場合、選挙の最大の争点は大阪市を存続させるのか廃止するのかになる

もし維新が同一選を強行した場合、大阪市長選挙、大阪市議会議員選挙の最大の争点は、大阪市を廃止するのか、存続させるのかになります。

過去二回の住民投票は市長選挙、市議会議員選挙とは別の日であったため、大阪市を廃止するかどうかが選挙の最大の争点にはなりませんでした。ところが同一選になると、それを最大の争点に浮上させることができます。きちんと市民に訴えかけることができますと、多くの大阪市民は大阪市の存続を望むはずです。

そのような運動が展開できると、三度目の住民投票で都構想を否決させるだけでなく、大阪市存続を掲げた市長候補を当選させ、大阪市存続を公約にした市議会議員候補者を多く当選させることが可能になります。

維新は市民の運動を抑えるために同一選を目指すようですが、それが市長選挙、市議会議員選挙で維新を追い落とす最大の武器になります。三度目の否決、維新市長の追い落とし、大阪市議会で維新議員の過半数割れ、これを実現できれば大阪から維新政治を追い出す大きなきっかけを築くことができます。

■国レベルでは、副首都法廃止法案の成立をめざす

大阪で先に述べた運動を展開しつつ、国レベルでは副首都法廃止法案の成立に向けた取り組みを進めるべきです。本稿で見たように、副首都法を進める社会的意味は全くなく、むしろ有害です。副首都の動きが具体的に進まないうちに廃止法案を提出し、成立を目指すべきでしょう。

■注

1　副首都法の問題点については、自治体問題研究所理事会声明「いわゆる副首都法案の制定に反対する声明」２０２６年７月、「住民と自治」２０２６年８月号に掲載を参照

2　副首都推進本部事務局「第１回副首都推進本部会議資料・副首都推進本部について」２０１５年12月

3　副首都構想と大阪都構想の関係については、拙稿『統治機構改革（副首都構想）の内容と問題点』、「住民と自治」２０２６年７月号に掲載を参照

4　具体的な内容については、拙稿『維新は大阪をどう変えようとしているのか―維新の集中政策がもたらした「光」と「陰」』、「維新は大阪をどう変えようとしているのか」大阪自治体問題研究所刊、２０２６年７月に収録を参照

5　大阪府・大阪市「大阪の副首都構想」２０２６年２月12日、第20回副首都推進本部（大阪府市）会議提出資料

6　「朝日新聞」２０２６年７月12日付

7　「日本経済新聞」２０２６年７月24日配信

特集

「当初の副首都法案」の付則の「異常さ」と、それを本気で実現しようとした維新の「異常さ」

長野真一郎
弁護士
自由法曹団大阪支部

■はじめに

副首都法が本年（２０２６年）７月24日の通常国会で成立しました。成立した副首都法の問題点は別項に譲るとして、ここでは「当初の副首都法案」（＝住民投票の範囲を大阪府民に拡大しようとした当初の法案）に問題点について述べます。

当初の法案による維新の企み（たくらみ）は、世論や各メディアにおいて大きな批判の声が巻き起こり、連立を組む自民党内部からも強い反対をうけ、頓挫させることができました。

この憲法違反の法律案を「付則」に紛れ込ましてでも強引に成立させようとした維新の「異常さ」と、それを阻止することができたことは、今後の副首都法にもとづき大阪市の廃止と特別区の設置を進めようとする維新の活動を構築するうえで、十分に理解・認識しておく必要があると思われます。

■副首都法案における特別区設置に関する住民投票の「特例の附則」とその問題点

(1)　高市内閣と連立を組んだ維新（吉村代表）は、２０２５年12月頃までは、副首都の指定をうける要件として、大都市法（「大都市地域における特別区の設置に関する法律」）による政令指定都市の廃止と特別区の設置を必要と主張していました。しかし、日本の中で政令指定都市の廃止を求めているのは大阪の維新だけですから、「これでは大阪決め打ちだ」として自由民主党内からも強い「反発」をうけました。その結果、副首都の指定をうけるために、特別区の設置は要件から削除されました（２０２５年12月21日の時事通信）。

そこで「副首都を看板にした大阪市廃止」を維新が諦めたのかというと、残念ながら全くそうではありませんでした。次に維新の吉村代表が考えたのが、

・副首都になるために政令指定都市の廃止は要件としないが、

・副首都になる道府県の名称を「都」（大阪の場合、大阪府を大阪都）に変える住民投票と、政令指定都市（大阪市）の廃止の住民投票を一緒におこなう場合には、

・「特例」として、道府県レベル（大阪の場合、大阪府）のひとつの住民投票だけで、都への名称変更と政令指定都市の廃止を決めることができる、という付則を、副首都法の（本則ではなく付則）に「忍び込ませる」、

という手法です。

本年５月初め、日本維新の会が自民党

大手前通信 86

災害時にも住民のいのちと暮らしを守りきる自治体を

大阪府関係職員労働組合執行委員長　小松康則

■地震発生後、職員の応援派遣開始

7月28日、熊本県宇城市と氷川町で震度7を観測する巨大地震が発生しました。被災された全ての方に心よりお見舞い申し上げます。また、猛暑の中、被災者を支えるため、昼夜を問わず、救援・復旧にあたっている自治体労働者・医療従事者をはじめとする全てのみなさんに深く敬意を表します。

大阪府では、地震発生の翌日29日には、危機管理室の職員がトイレカーとともに現地に派遣され、8月3日には国からの要請を受けて、避難所等における健康管理や健康観察を行うため保健師チーム（4人）が派遣され、その翌日には建築職の職員（2人）が被災建物応急危険度判定チームとして派遣されています。また、5日からは全庁応援として、住家被害認定調査や罹災証明の発行を行うため10人が派遣されました。現地の状況も踏まえつつ、4～5日のローテーションで派遣が継続する予定となっています。

このような巨大地震をはじめとする甚大な災害は、いつどこで起きるかわかりません。だからこそ、このようなときに全国の自治体が協力しあうのは当然のことです。しかし、職場からは「多くの職員を派遣したいけど、人が足りなくて送り出す余裕がない」「すでに欠員状態なので、これ以上人が減ると職場がまわらない」といった声も聞かれます。

■労働組合として緊急申入れ

こうした職員の応援派遣が行われるもと、大阪府職労は8月3日、以下のとおり大阪府当局に対し、緊急の申入れを行いました。

1. 被災地の救援・復旧に全力をあげること。
2. 職員の派遣については、本人の合意を前提とし、職員が安全に業務に従事できるよう勤務条件等の体制を整備すること。派遣にかかる移動時間等も含め、時間外勤務手当等を適切に支給すること。
3. 派遣前、派遣後に健康診断を実施するなど、派遣職員の健康管理を徹底すること。
4. 派遣中に職員が被災した場合は、公務災害等の手続きを速やかに行うこと。
5. 災害時等の緊急事態に対応できる人員体制を確保すること。また、土木・